

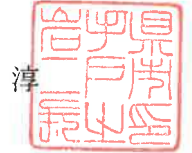


二戸市告示第 102 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 27 日

二戸市長 藤 原



- 1 都市計画の種類
地域地区（用途地域）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
縦覧する図書のとおり
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所
二戸市建設整備部都市計画課